

独立行政法人北方領土問題対策協会第3期中期目標・第3期中期計画（案）・第2期中期計画 比較表

中期目標（第3期）	中期計画（第3期）	中期計画（第2期）
<p>(前文略)</p> <p>1. 中期目標の期間 協会の中期目標の期間は、<u>平成 25 年</u> 4 月 1 日から <u>平成 30 年</u> 3 月 31 日までの 5 年間とする。</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（<u>平成 29 年度</u>）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（<u>平成 24 年度</u>）に対して、7%削減する。</p> <p>業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び<u>四島交流等事業に要する備船・運航に</u></p>	<p>「独立行政法人北方領土問題対策協会」（以下「協会」という。）は、中期目標に掲げられた事項を確実に実施し、その目標を達成するため、この計画を作成する。</p> <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（<u>平成 29 年度</u>）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（<u>平成 24 年度</u>）に対して、7%削減する。</p> <p>業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び<u>四島交流等事業に要する備船・運</u></p>	<p>「独立行政法人北方領土問題対策協会」（以下「協会」という。）は、中期目標に掲げられた事項を確実に実施し、その目標を達成するため、この計画を作成する。</p> <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（<u>平成 24 年度</u>）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（<u>平成 19 年度</u>）に対して、7%削減する。</p> <p>業務経費（特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。）については、毎年度、前</p>

係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。

(削除)

人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準についても、引き続き適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。

(削除)

人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準についても、引き続き適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

年度比1%の経費の効率化を図る。

「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)における主務大臣の見直し案(平成18年12月5日、以下「協会業務の見直し」という。)及び独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、以下の措置を講ずる。

- ・ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末に常勤職員を1名削減するとともに、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(削除)

契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月）を着実に実施する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。また、引き続き、一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図るものとする。

(移動)

内部統制については、更に充実・強化を図

(削除)

契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月）を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。また、引き続き一者応札の縮減のため、「1 者応札・1 者応募にかかる改善方策」（平成 21 年 6 月協会決定）に従い、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。

「独立行政法人における内部統制と評

・ 平成 20 年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を図る。

・ 契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。「随意契約見直し計画」（平成 19 年 12 月）を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

・ 内部統制・ガバナンス強化に向けた

るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

(「4. 財務内容の改善に関する事項」参照)

価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にして、法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。

検討を行い、その向上を図る。

- ・ 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 国民世論の啓発

北方領土問題に関する正確な認識に基づく一致した国民世論の形成とその一層の高揚・持続を図るため、今後は以下の取組を行うことにより効率的・効果的に啓発事業を進めていくものとし、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。

① 北方領土返還要求運動の推進

幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、返還要求運動を推進する関係団体との連携を図り、全国における各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き、全都道府県に働きかけるものとする。これらの活動の水準は100回以上を維持する。また、

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 国民世論の啓発

① 北方領土返還要求運動の推進

幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 国民世論の啓発

① 北方領土返還要求運動の推進

幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き

返還要求運動を強化するため、民間企業と連携した啓発活動についても検討するものとする。

これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施状況、これらの事業への国民の参加状況や、実施事業の啓発効果について前中期目標期間に検討した新たな指標も活用して把握するとともに、北方領土問題に関する国民世論が全体としてどの程度形成されているかも含め、これらの結果を活用して、複数の視点から多角的に国民の関心度を測定・分析した上で、啓発事業の改善に資するものとする。

また、保有する北方領土返還運動のための啓発施設について、保有目的に照らして

続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を 100 回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。さらに、返還要求運動を強化するため、民間企業と連携した啓発活動についても検討する。

これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、内容の充実状況、参加数等の状況及び新たな指標として各種大会や講演会等の各事業統一的なアンケートを事業参加者に対して実施するなどして、適切に把握するよう努める。また、これらの結果や、政府が実施する世論調査等の結果も活用し、性別や年齢、参加経験等、多角的に国民全体の関心度を測定・分析したうえで啓発活動の改善に資するものとする。

「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施

続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を 100 回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。

これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、事業の内容の充実状況、これらの事業への国民の参加数等の状況、講演会等参加者の反応の状況（派遣講師等を通じて把握）等の指標により把握するものとするが、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討する。

「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施

更なる有効活用を図る。

② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施

次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題に関する研修会の開催等を行う。なお、事業実施に当たっては、研修会等へ参加した青少年の事後活動を推進、支援することなどによって、返還要求運動への継続的な参加について工夫するものとする。

設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。

② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施

(7) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。

なお、事業実施に当たっては、研修会等へ参加した青少年の事後活動を推進・支援するなどして、効果的な事業実施に努め、返還要求運動への継続的な参加を促すよう努める。

また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握すると

設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。

② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施

(7) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。

また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握し、意見を事業に反映させるように努める。

また、北方領土問題教育者会議の設置について引き続き全都道府県に働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックする。

研修会の開催等による効果や、同会議による成果の測定に当たっては、前中期目標期間に検討した指標の活用も図っていくものとする。

③ 北方領土問題にふれる機会の提供

北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。特に、若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない国民に対して積極的に機会の提供を行うため、ICT や民間企業のノウハウを活用し、北方領土問題やその歴史、北

ともに、年齢、性別、参加経験等を踏まえた分析等をしたうえで、意見を事業に反映させるように努める。

- (イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、教育者会議へのアンケート等を実施することで、その活動状況を把握し、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努める。

③ 北方領土問題にふれる機会の提供

北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。特に、若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない国民に対して積極的に機会の提供を行うため、刊行物やパンフレットのほかに、民間

- (イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努め、その活動状況を把握する。

③ わかりやすい情報の提供

刊行物、パンフレット、インターネット等を活用して、北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めることができるよう関連資料や最新のデータを幅広く提供する。協会のウェブサイトに関しては、特に学生や子供にも知識をわかりやすく伝えるよ

方領土の現状等に関する情報、知識を分かりやすく伝えるよう工夫に努める。

(2) 北方四島との交流事業の実施

北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的として、北方四島在住のロシア人との相互理解を促進するため、日露両国の合意に基づいて設定された旅券・査証なしで行う相互訪問の枠組みの下での北方四島に在住するロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を実施するとともに、関係機関・関係団体とも連携を取りながら、その充実及び改善を図る。

企業のノウハウも活用しながら、インターネット等の ICT や街頭ビジョン等を用いて、多くの国民の目にふれやすい事業を実施する。なお、実施に当たっては、北方領土問題やその歴史、北方領土の現状等に関する情報、知識を分かりやすく伝えるよう工夫するとともに、例えば、イベントの参加者へのアンケートやホームページにおける意見募集などにより、参加者等の反応や関心度を自ら把握するよう努める。

(2) 北方四島との交流事業

① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流

元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。

なお、政府から次代の四島交流事業に関する在り方について方針が示さ

う工夫する。

(2) 北方四島との交流事業

① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流

元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。

なお、政府から、次代の四島交流事業に関する在り方について方針が示された際には、その方針に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。

(削除)

れた際には、その方針に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。

② 専門家交流

専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。

特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。

(削除)

② 専門家交流

専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。

特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。

③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保

「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成 19 年 12 月 18 日関係閣僚申合せ)の趣旨を踏まえ、北方四島交流事業等関係府省等推進協議会に参加する。四島交流等事

<p>(3) 北方領土問題等に関する調査研究 調査研究については、<u>その活用状況を把握する等</u>、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。その上で、返還要求運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、<u>次回調査研究テーマ、方法、活用策を検討し、真に必要で有益な調査研究を行う。</u></p>	<p>(3) 北方領土問題等に関する調査研究 調査研究については、<u>返還要求運動や協会が関わるその他啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、研究テーマ、方法、活用策を検討し、真に必要で有益な調査研究を行う。</u> <u>なお、活用状況を把握するなど、</u>事後における実施効果の検証及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い<u>もの</u>や必要性の低下した<u>もの</u>については積極的に見直し改廃を図る。</p>	<p>業に使用する後継船舶については、平成 20 年度において民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約（または協定）を締結するとともに、平成 24 年度を目途として長期傭船に係る本契約を締結する。</p> <p>(3) 北方領土問題等に関する調査研究 北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等を踏まえて、具体的なテーマを選定し、調査研究を行い、これらを返還運動関係者の活動の参考に供するとともに、国民に対して分かりやすく情報提供を行うこととし、ホームページ等を通じて積極的に公表する。 <u>その際、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。</u> <u>なお、協会業務の見直しを踏まえ、恒常的な研究会は廃止し、毎年度開催してきた国際シンポジウムについて</u></p>
---	---	--

<p>(4) 元島民等の援護 元島民等は、北方領土問題が未解決のため特殊な地位に置かれている一方、返還要求運動において重要な役割を果たしていることに鑑みて、以下の事業を行う。</p> <p>① 元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動を支援する。</p> <p>② 北方四島の元居住地へのいわゆる自由訪問の実施を支援する。</p>	<p>(4) 元島民等の援護</p> <p>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (7) 元島民等が行う研修活動や署名活動等を支援する。</p> <p>(イ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。</p> <p>② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。</p>	<p>は、必要に応じ開催することとする。</p> <p>(4) 元島民等の援護</p> <p>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (7) 元島民等が行う研修活動や署名活動を支援する。</p> <p>(イ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。</p> <p>② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。</p>
---	---	---

(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業

旧漁業権者法に基づき、融資事業を実施する。その際、法の趣旨に則り、北方地域旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等に鑑み、これらの者の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金の低利融資を行う。

(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業

「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」(昭和三十六年法律第百六十二号)の趣旨に則り、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。

① 融資制度の周知

融資の内容及び手続き並びに借入資格の承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。

② 関係金融機関との連携強化

制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関(転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。)との連携を一層強化する。

③ 事業結果の分析・検証

(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業

「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」(昭和三十六年法律第百六十二号)の趣旨を踏まえつつ、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。

① 融資制度の周知

融資の内容及び手続き等並びに平成20年4月1日より一部変更となる元居住者の要件及び新たに導入された死後承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。

② 関係金融機関との連携強化

制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関(転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。)との連携を一層強化する。

(追加)

融資資格の承継については、法の趣旨に照らして引き続き的確な審査を実施するとともに、事業結果の把握・分析・検証を行うことによって、融資メニューの見直しについて検討するものとする。

また、以下の措置を継続して実施する。

- ・法人資金の貸付を停止すること。
- ・生活資金、更生資金、修学資金、住宅資金（うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金）については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持すること。

融資実績から得られる利用者の属性や、資金使途・金額等を分析・検証することとし、法の趣旨に照らして融資メニューの見直しを検討する。

④ 融資資格承継の的確な審査

融資資格の承継手続を行う際には、法の趣旨に照らして、引き続き的確な審査を実施する。

⑤ リスク管理債権の適正な管理

電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更生資金、修学資金、住宅資金（うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金）については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。

（追加）

③ リスク管理債権の適正な管理

電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更生資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。

<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>⑥ <u>法人資金の停止</u> <u>引き続き法人資金の貸付を停止する。</u></p>	<p>また、業務実施にあたっては、協会業務の見直しを踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>平成20年度当初から法人資金の貸付を停止すること。</u>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずること。</u> ・ <u>主務官庁において行う、すべての貸付資金についての必要性等の再検証及び国からの利子補給金抑制策についての検討結果を受け、上記の措置を含め必要な措置を講ずること。</u>

5. その他業務運営に関する重要事項

5. 重要な財産の処分等に関する計画
 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。

6. 剰余金の使途
 剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
 (1) 施設及び設備に関する計画
 下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。
 (単位：百万円)

施設名（所在地）	予定額	財源
羅臼国後展望塔 (羅臼町礼文町)	54	施設整備費 補助金

5. 重要な財産の処分等に関する計画
 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。

6. 剰余金の使途
 剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
 (1) 施設及び設備に関する計画
 下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。
 (単位：百万円)

施設名（所在地）	予定額	財源
①北方館（根室市納沙布岬）	79	施設整備費 補助金
②別海北方展望塔（別海町尾岱滑沼）	64	施設整備費 補助金

<p>(1) 業務の重要度と優先順位を踏まえ、職員の適正な配置を行うことにより、業務の効率化を図る。</p> <p><u>また、事業の円滑な実施のため、職員のロシア語習得の推進に努め、職員を採用する際にはロシア語のスキルも考慮した募集を行うこと等の措置を講じるものとする。</u></p>	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>① 方針 職員の適性を的確に把握し、適性に 応じた人員配置を行う。 業務上必要な研修に積極的に参加 させ、職員の能力開発を図るなど、業 務上必要な知識・技術の向上を目指 す。<u>特に、職員のロシア語習得の推進 に努め、職員を採用する際にはロシア 語のスキルを考慮した募集を行うこ と等の措置を講じるものとする。</u></p> <p>② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、<u>期首を上回ら ないものとする。</u></p> <p>(参考1) 1) 期首の常勤職員数 <u>17</u>人 2) 期末の常勤職員数 17人</p> <p>(参考2) 中期計画期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 【法人単位】 <u>937 百万円</u> (非常勤役員報 酬を除く)</p>	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>① 方針 職員の適性を的確に把握し、適性に 応じた人員配置を行う。 業務上必要な研修に積極的に参加 させ、職員の能力開発を図るなど、業 務上必要な知識・技術の向上を目指 す。</p> <p>② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、<u>期首より 1 名削減するものとする。</u></p> <p>(参考1) 1) 期首の常勤職員数 <u>18</u>人 2) 期末の常勤職員数 17人</p> <p>(参考2) 中期計画期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 【法人単位】 <u>990 百万円</u> (非常勤役員報 酬を除く)</p>
--	---	---

